

福祉施設整備担当
障害者福祉課

南麻布三丁目保育室終了後の用地の活用について

令和7年3月の南麻布三丁目保育室終了後の用地（以下「本用地」といいます。）に、日中サービス支援型グループホーム及び障害者（児）居場所づくり事業活動場所を整備します。

1 本用地の概要等

(1) 概要

所在地	港区南麻布三丁目5番15号
敷地面積／延床面積	1,107.28㎡／1,517.54㎡
構造	鉄筋コンクリート造地下1階地上4階
用途地域	近隣商業施設
建蔽率／容積率	80％／300％

(2) 沿革

昭和51年12月	旧本村保育園・旧本村福祉会館竣工
昭和52年2月	旧本村福祉会館開館
昭和52年4月	旧本村保育園開園
平成26年9月	旧本村保育園及び旧本村いきいきプラザ移転
平成27年4月	南麻布三丁目保育室開設
令和7年3月	南麻布三丁目保育室終了

(3) 位置



2 整備の目的

(1) 日中サービス支援型グループホーム

これまでも、障害者グループホームの設置については、障害者の親なき後における居住の場の確保に向け、関係団体等から強い要望がありました。

このため、区は、新たな形態のグループホームの整備について検討することを港区基本計画に記載するとともに、国が創設した日中サービス支援型グループホームの必要性について、港区地域保健福祉計画（障害者福祉計画）に記載し、検討を進めてきました。

区は、先行事例の視察や障害者の家族等からの聞き取りにより施設の必要性を確認し、今後の障害者の重度化、高齢化及び親なき後に対応するため、区において初の日中サービス支援型グループホームを整備します。

(2) 障害者（児）居場所づくり事業活動場所

現在、日中の通所先での活動後、家族が仕事から帰るまでの時間を待つための居場所や長い時間預けられる放課後等デイサービスが少ない状況です。

このため、区は、長期休業時の受入れや障害福祉サービス等を提供する事業所内で、障害者（児）の見守り活動等を実施してきましたが、受入人数が不足している状況です。

本人の生活の充実とその家族の就労等の支援のニーズは今後も高まることが見込まれるため、障害者（児）居場所づくり事業を拡大する必要があることから、区は、障害者（児）居場所づくり事業活動場所を整備します。

○整備内容及び実施事業（資料No.1 - 2 参照）

種別	日中サービス支援型グループホーム	障害者（児）居場所づくり事業活動場所
設置場所	住居地又は住居地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域	
対象	18歳以上の重度障害者	知的障害者（児）
定員	20名（予定）	15名～20名（予定）
設備	居室、食堂、浴室、トイレ等	
事業内容	日常生活の援助、食事、入浴等の介護サービスの提供に加え、昼夜通じて職員を1名以上配置し、通所が困難な入居者に対してグループホーム内での日中の支援を実施する。	障害者（児）の日中における活動の場を確保し、障害者（児）の家族の就労支援及び障害者（児）を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする事業を実施する。

今後、本用地に係る整備・運営手法の検討に併せて、対象、定員等の詳細な内容についても精査していきます。

3 スケジュール（予定）

令和5年1月～ 地域住民等への情報提供

【日中サービス支援型グループホーム】

対象	18歳以上の重度障害者
事業内容	日常生活の援助、食事、入浴等の介護サービス等の提供に加え、昼夜通じて職員を1名以上配置。通所が困難な方に対してグループホーム内での日中の支援を実施する。
定員	20名（予定）

【障害者（児）居場所づくり事業活動場所】

対象	知的障害者（児）
事業内容	障害者（児）の日中における活動の場を確保し、障害者（児）の家族の就労支援及び障害者（児）を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする事業を実施する。
定員	15名～20名（予定）

【各事業の利用の流れ】

生活介護や就労継続支援B型等の通所施設に通うことが可能な方は、従来のグループホームと同様に、日中は通所施設に通い、夜間はグループホームで過ごすことが可能。

